

【認知症対策総合研究推進事業】

外国人研究者招へい規程

1 趣旨

この規程は、厚生労働科学研究（認知症対策総合研究）推進事業実施要綱に基づく外国人研究者招へい事業の実施について必要な事項を定めるものである。

2 招へいの対象となる外国人研究者

招へいの対象となる外国人研究者は、国籍を問わず、認知症対策総合研究事業の対象となる研究者代表者の研究課題分野で海外において優れた研究を行っており、招へいすることにより著しい研究成果が期待できる者とする。

3 受入研究者

受入研究者は、対象となる研究課題の研究代表者又は研究分担者であること。

4 招へい期間

招へい期間は、原則として14日間程度とする。  
なお、これにより難しい場合は、その理由を申請書の該当欄に明記するものとする。

5 招へい者数

招へい者数は、研究代表者あたり最大3名を原則とし、予算の範囲内で招へいする。

6 招へい手続

(1) 外国人研究者の招へいを希望する研究代表者は、研究分担者の希望分を含め、次に掲げる書類を財団に提出する。

ア 招へい申請書（様式1）

イ 招へいを希望する外国人研究者の履歴書（様式2）[英文]

ウ 受入機関の受入承諾書（様式3）

(2) 財団は、申請を取りまとめ、長寿科学総合研究推進専門委員会で審査、選考のうえ、招へい者を決定する。

なお、決定にあたっては、あらかじめ厚生労働大臣に協議するものとする。

(3) 招へい者の渡航手続は、受入研究者が行うものとする。

## 7 処遇

(1) 財団は、国家公務員の例に準じて算出した航空賃、支度料等を招へい旅費として、同様に算出した国内における研究活動に要する旅費を国内活動旅費として、別に定める「認知症対策総合研究推進事業の外国人研究者招へい経費支給基準」に基づいて算出した額を滞在費として、それぞれ支給する。

(2) 財団は、外国人研究者を日本の海外旅行傷害保険に加入させ、保険料は財団が負担するものとする。

(3) 外国人研究者の招へい期間中の宿舎は、申請者が確保するものとする。

## 8 研究成果の報告等

(1) 招へいされた外国人研究者の申請者は、招へい研究者からの研究報告書を添えて「研究実績報告書」を財団に提出しなければならない。

(2) 招へいされた外国人研究者の申請者は、財団の必要に応じて研究成果発表会等で研究成果を発表することとする。

(3) 招へいされた外国人研究者の行った研究成果の帰属は、財団が厚生労働大臣と協議のうえ決定する。

(4) 財団は、研究成果の報告を刊行物等により公表することができる。

(5) 招へいされた外国人研究者は、帰国後においても、研究成果によって経済的利益を受ける場合は、その取扱いについて財団に協議しなければならない。

## 9 採択実績の公表

(1) 財団は、採択実績をホームページに掲載することにより公表する。

## 10 その他

本規程により難しい場合には、あらかじめ厚生労働大臣に協議し、その指示によるものとする。

### 附 則

- 1 この規程は、平成21年4月1日から適用する。
- 2 この規程の一部改正は、平成23年4月1日から適用する。
- 3 この規程の一部改正は、平成28年4月1日から適用する。

## 認知症対策総合研究推進事業の外国人研究者招へい経費支給基準

1 招へいする外国人研究者を次の2ランクに分類する。

Aランク……①認知症対策研究の分野において顕著な功績を有する者

②認知症対策研究機関の長又はこれに準ずる者

Bランク……①認知症対策研究の分野において優れた研究を行っている者であって、上記以外の者

2 滞在費日額

Aランク……35,000 円

Bランク……30,000 円